

[異常時通報連絡の公表文 (様式 1 - 1)]

伊方3号機火災報知器の監視線の異常について

20 . 9 . 10
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	20年8月14日1時30分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

8月14日(木)2時30分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 8月14日(木)0時45分頃、通常運転中の伊方3号機において、火災報知器の監視線の異常を示す信号が発信し、当直員が現場確認(0時45分～1時30分)したところ、火災等の異常はなかったが、火災報知器の監視線に異常があった。
- 2 プラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

[復旧状況]

8月14日(木)10時50分、四国電力(株)から、復旧状況について、次のとおり連絡がありました。

- 1 調査の結果、総合排水処理装置、取水ピット、集合作業場のエリアからの監視線を集合して3号中央制御室へ送信するための中継器に異常が確認されたため、中継器の取替えを実施して健全性を確認し、8月14日(木)8時46分に通常状態に復帰した。
- 2 なお、監視線の故障期間中は、固定カメラや現場パトロールによる監視を強化した。
- 3 プラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

県としては、八幡浜支局原子力安全室の職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力 98%)	・ 停止中
	2号機	運転中(出力 99%)	・ 停止中
	3号機	運転中(出力102%)	・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値	・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値	・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） 社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） その他特に重要と認められる事態
B	管理区域内の設備の異常 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき その他重要と認められる事態
C	区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生 の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

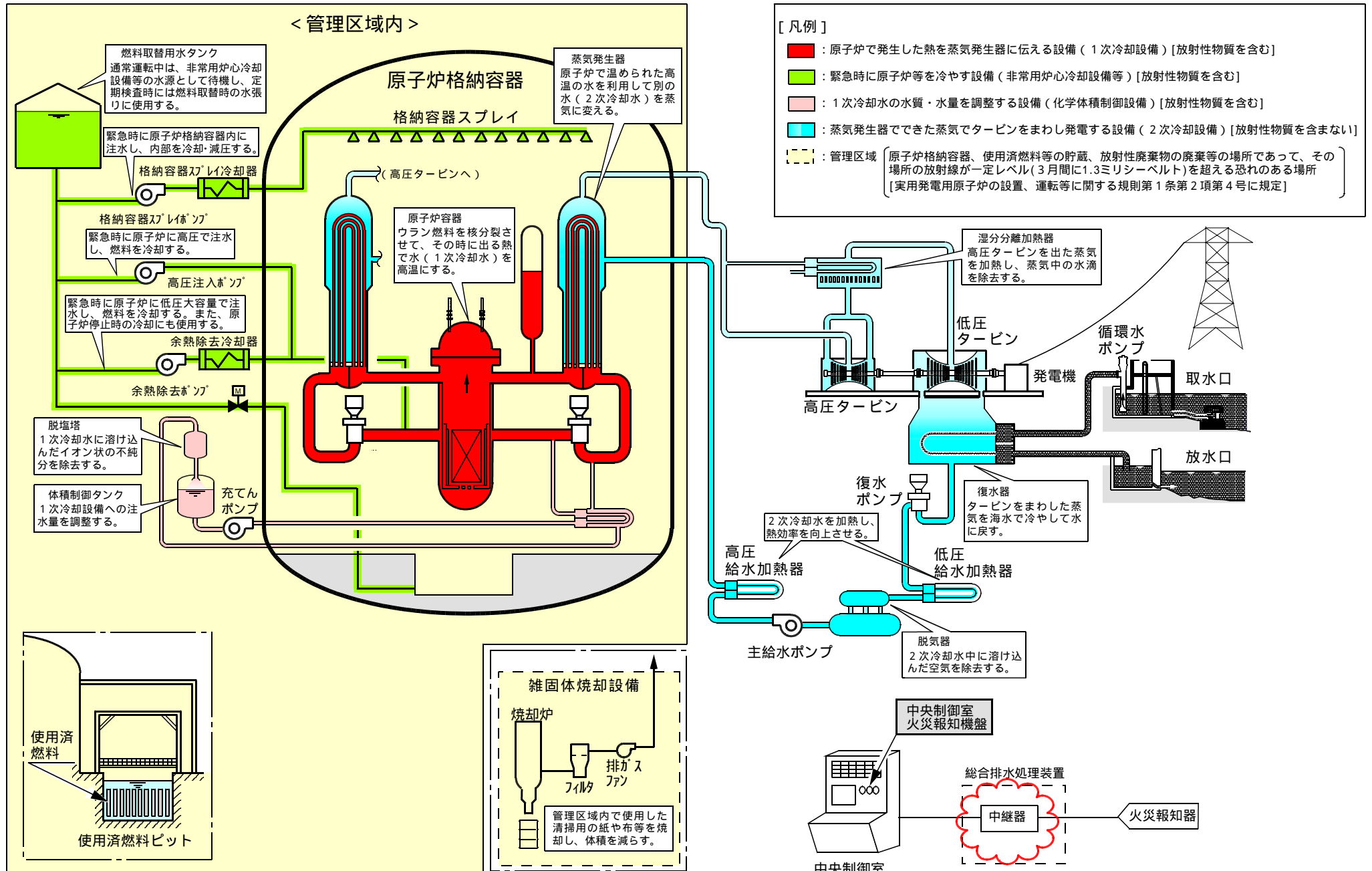
伊方発電所情報
(お知らせ)

発信年月日	平成20年 8月14日(木) 2時30分	
発信者	伊方発電所 石原	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・ 3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力913MWにて(通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第一回定期検査中
発生状況 概要		設備トラブル ・人身事故・地震・その他
		1. 発生日時: 8月14日 1時30分 2. 場所: 伊方発電所 3号機 3. 状況: 伊方発電所3号機は通常運転中のところ、8月14日0時45分頃、火災報知機の監視線の異常を示す信号が発信し、当直員が現場確認(0時45分~1時30分)したところ、火災等の異常はなかったが、火災報知機の監視線に異常があるため、お知らせします。 なお、プラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。
運転状況		1号機: 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機: 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 3号機: 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中
備考		

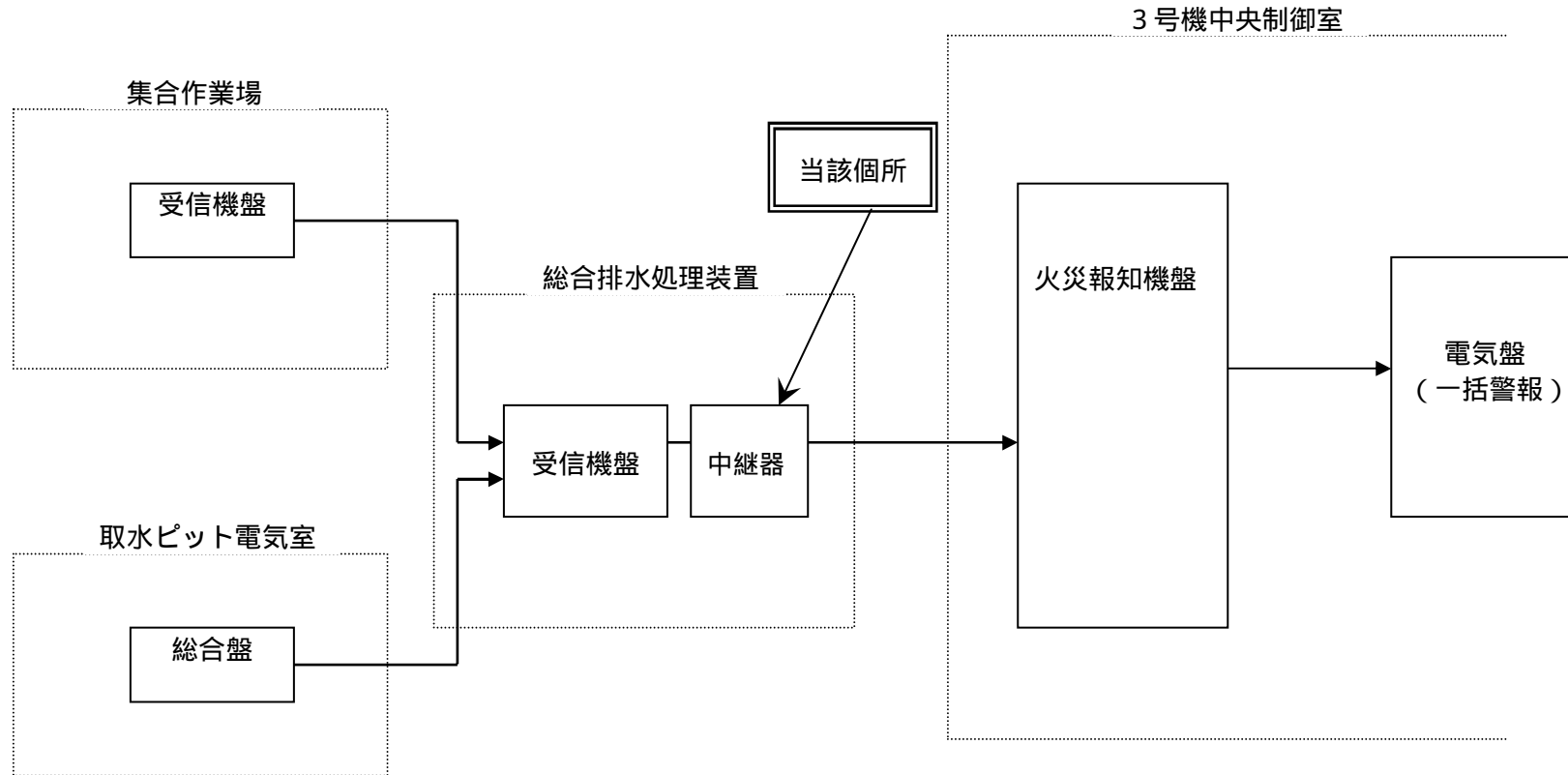
伊方発電所情報
(お知らせ、第2報)

発信年月日	平成20年 8月14日(木) 10時50分	
発信者	伊方発電所 増田	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・ 3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力913MWにて(通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第一回定期検査中
発生状況 概要	設備トラブル ・人身事故・地震・その他	
	<p>1. 発生日時: 8月14日 1時30分</p> <p>2. 場所: 伊方発電所3号機 総合排水処理装置建屋(管理区域外)</p> <p>3. 状況:</p> <p>伊方発電所3号機は通常運転中のところ、8月14日0時45分頃、火災報知機の監視線の異常を示す信号が発信し、当直員が現場確認(0時45分~1時30分)したところ、火災等の異常はなかったが、火災報知機の監視線に異常があるため、お知らせします。</p> <p style="text-align: right;">[第1報にてお知らせ済み]</p> <p>調査の結果、総合排水処理装置、取水ピット、集合作業場のエリアからの監視線を集合して3号中央制御室へ送信するための中継器に異常が確認されたため、中継器の取替えを実施して健全性を確認し、本日8時46分に通常状態に復旧しました。</p> <p>なお、監視線の故障期間中は、固定カメラや現場パトロールによる監視を強化しました。</p> <p style="text-align: center;">プラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。</p>	
運転状況	1号機: 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機: 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 3号機: 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中	
備考		

伊方発電所 基本系統図

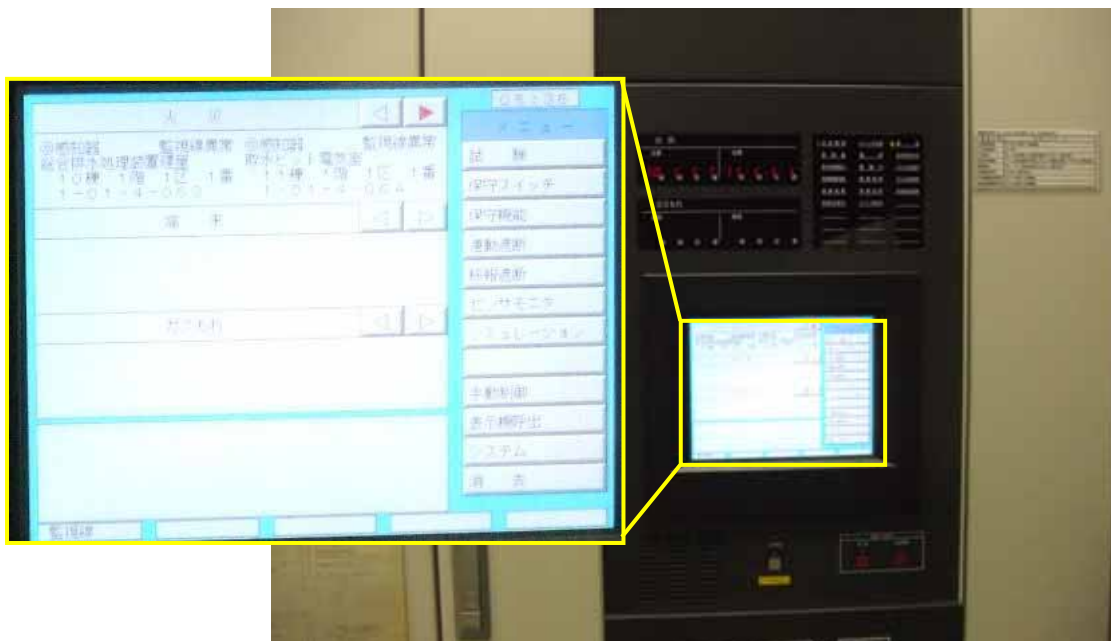


伊方発電所 3号機 付属建屋火災報知機概略監視系統図





中央制御室警報発信状況



中央制御室火災報知機盤



中継器

用語の解説

総合排水処理装置

発電所の管理区域外（タービン建家、純水装置、総合事務所等）から排出される一般排水を浄化する設備。

取水ピット

復水器の冷却海水を取水するためのピット。

周辺環境放射線調査結果

(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成20年8月14日(木)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値(シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)	1.7	1.6	1.7	1.8	1.9	4.5	1.9
	九町モニタリングポスト	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	4.7	2.6
	湊浦モニタリングポスト	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	3.6	1.7
	伊方越 モニタリングポスト	1.9	2.0	2.0	1.9	2.1	4.5	2.3
	川永田 モニタリングポスト	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	5.0	2.8
	豊之浦 モニタリングポスト	1.2	1.2	1.2	1.3	1.4	4.2	1.4
	加周モニタリングポスト	2.7	2.6	2.6	2.7	2.9	5.2	2.9
	大成モニタリングポスト	2.2	2.1	2.2	2.3	2.3	3.6	2.2
四国電力(株)	モニタリングステーション	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	4.1	1.7
	モニタリングポストNo.1	1.6	1.5	1.6	1.7	1.7	4.3	1.6
	モニタリングポストNo.2	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	4.4	1.6
	モニタリングポストNo.3	1.3	1.2	1.3	1.5	1.6	4.5	1.5
	モニタリングポストNo.4	1.5	1.4	1.4	1.5	1.6	4.4	1.6

降雨の状況：有・無

火災報知器監視線の異常を示す信号が発信した時刻(0:45)前後の数値を示している。
伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成17、18年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

